

第4日（9月21日）

13 鈴木浩己 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求めるもの 市長

市民生活を守る安心安全のための取り組みについて

(1) 気象庁との連携による防災力強化について

近年の地球温暖化などの影響により、自然災害が激甚化・頻発化しており、政府や自治体による適時・的確な防災対応が一層求められています。本市においても、水害の激甚化、頻発化を受け、二級河川の下流域に位置する本市において、流域治水を計画的に進めるため、昨年1月、県、市が連携して、二級河川において県内初の志太地域流域治水協議会を設立し、治水対策の具体化や計画策定が進められています。また、準用河川においても、計画的に改修・整備が進められており、今年度からは、小石川水系、栃山川水系における治水対策として、流域治水プロジェクト事業が実施されています。ソフト対策については、河川、海岸の画像や水位情報を一元化した焼津市水防監視システムが整備され、市民への情報として、洪水ハザードマップが新たに作成されました。このように、被害の防止や最小化のためのインフラの整備と同時に、より正確な情報を迅速に収集・発信し、被害を最小限に抑える行動を促すためのソフト面の取り組みも重要であります。

ア 気象庁の最新の観測や分析結果と、過去の災害の発生事例などの記録や、河川の水位や流量などのリアルタイムの情報を融合し、出来る限り狭い区域、例えば、「焼津市〇〇丁目付近で浸水する可能性あり」など、より狭い区域の被害予測を発表することにより、市民の的確かつ迅速な避難行動に結びつけることも必要であると考えますが、どう考えるか伺います

イ 気象防災アドバイザーの配置により、災害発生の予測や防止、避難情報の発令体制など、より精度が向上すると考えますが、ご所見を伺います

(2) 災害発生時等の情報共有について

災害発生時には平時の情報流通が停滞し、緊急情報量が爆発的に増加します。また、被災情報は刻々と変化し、需要と供給のアンバランスから情報は錯綜し、混乱します。このような状況の中で、情報把握は平時と比較し緊急性を要し、かつ正確性が求められます。現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが市民の生命・財産を守るうえで重要です。本市は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、本年5月、内閣府が公募した「デジタル田園都市国家構想推進交付金」事業のデジタル実装タイプ（TYPE2）に応募し、採択されました。その後、焼津市スマートシティ推進事業として、「さかなのまち焼津ICTを活用した地域活性化」と「逃げ遅れゼロ！わかりやすい災害情報発信」を取り組み内容として、プロポーザル方式でスマートシティYAIZUプラットフォーム構築を業務委託する業者が選定されました。特に、防災関連として、近年激甚化する風水害や地震等での災害対応を踏まえ、必要な情報を迅速かつ正確に収集・整理・共有し、災害発生前の事前準備・情報収集時から応急・復旧時までの一連の対応において、的確な「状況把握」、「意思決定」、「対応」を支援するシステムを構築・導入することを目的と伺っております。

ア スマートシティ推進事業の防災分野事業で、災害時に迅速に情報収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について、その概要を伺います

イ 災害発生時の情報を関係者や他の自治体とも共有し、被害防止や抑制を図るためには、本市の地域情報を迅速に伝達するための体制整備はどのように考えているか伺います

ウ 災害時の支援協定を結んでいる業界団体の皆様との情報を共有するシステムをどのように考えているか伺います

(3) 災害時における手話通訳者の配置について

テレビやラジオからの気象・防災情報をはじめ、いざという時の避難情報は、命に関わるとても重要なものですが、聴覚に障がいのある方々にとっては、画面に表示される文字や記号による情報に頼らざるを得ず、アナウンサーや気象庁の専門家などが音声で伝えている内容が伝わりにくい現状があります。そこで、気象庁は震度5以上の地震が発生した際や、気象に関する特別警報を発表した際、台風、大雨が発生または予想された場合などに開催する「緊急記者会見」においては、令和2年7月1日から手話通訳を配置する運用を開始しています。

ア 動画において広報する場合、手話通訳を配置した適切な防災情報を動画で配信することは有効であると考えますが、どのように考えるか伺います

イ 災害時、手話通訳者の需要が増えることが想定されます。平時から手話通訳者の派遣契約を、地元地域以外にも、近県自治体などと契約をしておくことが、より確実にリスクを回避できる方法であると考えますが、どう考えるか伺います

(4) 地区防災計画について

国が策定する「防災基本計画」、自治体策定の「地域防災計画」があります。それに加え、自治会や町内会、また、マンションの管理組合などの地域コミュニティが、災害時の避難方法などを自ら立案する「地区防災計画」が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは東日本大震災で、自治体の行政機能がダウンしたのを教訓に、平成26年4月に「地区防災計画制度」が新たに創設されました。自発的に防災活動をする地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。災害発生時には、自治体や消防本部による「公助」が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは、「自助」であり「共助」です。この視点に立てば、地域コミュニティで作る地区防災計画の必要性が浮かびあがってきます。内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。令和2年4月1日時点で、全国では4,170地区で防災計画の策定に向けた活動が行われ、30都道府県の73市区町村、901地区の防災計画が地域防災計画に定められたとの事です。各地域で地区防災計画の策定が進むことが、市全体の災害対応力と各地域の防災力の向上に繋がると考えます。

ア 本市の地区防災計画の現状を伺います

イ 今後の取り組みについて伺います

(5) 妊産婦の不安解消について

災害時に妊産婦、母子をどのように守るかについては、さまざまな課題があります。また、妊産婦は非妊産婦と比較して、環境激変下において脆弱性が強いとの認識から、自助を適切に支援することが望ましいとされています。

ア 災害発生時に、妊産婦、母子の具体的な行動がとれるマニュアルを、自治体や地域で、その特性に合わせて作成することが望まれますが、どのように考えているか伺います

イ 効果的な情報共有には、情報を伝達する側と受け取る側、双方の日常からの連携が必要です。災害弱者である妊産婦や母子は、自らに必要な情報取得に努めることが重要ですが、同時に行政は脆弱性が強い妊産婦や母子への適時・適切な情報提供が重要となりますが、現状について伺います

ウ 出産を直前に控えた妊婦の方にとって、陣痛が突然来たら不安です。しかも、一人でいる時に陣痛が来たらどうしよう。という不安が付きまといます。全国的には「マタニティータクシー」などと呼ばれ、事前にタクシー会社に登録をして出産の際に病院まで搬送してくれるサービスです。陣痛時の救急車はNGとされており、夫や家族が不在、あるいは、ひとり親の場合は、出産時の移動手段は、事前に明確にしておく必要があります。現在、本市のタクシー事業者で、マタニティーサービスを実施している事業者は皆無です。こうしたことから、市内タクシー事業者への同

サービス実施の働きかけや事業者への支援、さらには、サービス実施事業者（市外）への委託等、妊婦の不安解消に努めることについて、どう考えているか伺います